

第 601 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和6年4月 18 日(木) 14 時 00 分～15 時 45 分
2. 場 所 (一社)環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室  
大津市末広町1番1号
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 浦谷一孝 木村常男  
松井弥惣治 松岡正富 横江久吉
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 磯田書記 秋永書記
5. 説 明 員 西森課長 豊田主席参事 上野参事 三枝参事  
上垣主幹 磯田副主幹(兼務) 秋永主任技師(兼務) 酒井  
水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷口孝男 印

署名委員 浦谷一孝 印

署名委員 横江久吉 印

## 議 事 の 経 過 概 要

開会宣告

14 時 00 分開会

牧野事務局長

ただいまから、第 601 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、小川委員、久保委員、光永委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻御出席の委員は7名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることをご報告いたします。

委員会の開催に当たりまして滋賀県農政水産部の中田部長よりご挨拶を申し上げます。

中田農政水産部長

第 601 回、令和6年度第1回目の委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素、委員の皆様方におかれましては、琵琶湖における漁業の調整機関としまして、漁業許可、委員会指示、ビワマスの遊漁に関する事など、琵琶湖漁業の秩序維持や漁場の有効な利用が図れるよう、ご議論を重ねていただき、改めまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、近年の琵琶湖では漁業不振が続いておりまして、琵琶湖の生産力の低下が懸念されているところでございます。以前に比べますと、ホンモロコやニゴロブナ資源は回復傾向にあり、明るい兆しが見えておりますが、依然としてセタシジミ等の資源については、厳しい状況にありまして、水産資源の安定的な確保が、琵琶湖における重要な課題であると考えております。

このような状況でございますが、漁業者の方々におかれましては、令和2年に施行された改正漁業法に則り、令和6年4月1日付で自主的な資源管理措置を定めた資源管理協定を締結していただきました。漁業者の方々には、今後は本協定により自主的な資源管理を行っていただくこととなりますが、県といたしましても、そのサポートはもちろんのこと、琵琶湖の水産資源の回復に向け、各種施策に全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

特にアユにつきましては、琵琶湖漁業における最重要魚種との認識

のもと、以前より詳細な資源調査や人工河川の整備、また冷水病対策研究等に努めてまいりました。しかしながら今年度はアユが歴史的不漁となっており、現在は水産試験場と連携して、不漁の原因究明に注力しているところでございます。県といたしましては、今後のアユ資源の動向に注視しますとともに、産卵量確保を目的とした人工河川への成魚放流やカワウの駆除などの事業を実施し、アユ資源の維持回復に取り組んでまいります。

一方で、先ほども申し上げましたが、ホンモロコやニゴロブナ資源については、近年増加傾向にあり、長年、官民協働で進めてまいりました、外来魚駆除が大きな成果を上げた大変喜ばしく感じております。駆除の実務を担っていただいております漁業者の方々に大きな感謝を申し上げますとともに、引き続き駆除へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、本委員会では、近年大きな話題となっておりますビワマスの遊漁について昨年度より新たな制度をご議論いただけてきたところでございます。琵琶湖八珍の一つとして、非常に重要な水産資源であるビワマスですが、近年、遊漁の対象として人気が過熱しております。ビワマスの漁業と遊漁の調整が十分図られますよう、本日もご検討、ご審議をお願いいたします。

最後になりましたが、本委員会がますます実りある成果を上げられ、ご活躍されますことを祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

牧野事務局長

中田部長は公務のためこれにて退席いたしますのでご了承願います。

それでは議事に移ります。委員会会議規則第5条によりまして、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。

谷口会長

それでは、ただ今から第601回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、浦谷委員(議席番号8番)、横江委員(同10番)にお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。漁業の許可の制限措置の内容等について、水産課から説明願います。

#### (1)諮問事項

ア)漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について

秋永主任技師 (資料1について説明)

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

横江委員 これは期限の途中で切り替えることはできないのですか。例えば、許可を持っていた人が亡くなられて、それを親戚が引き継いでやるということで申請しようかと思ったら、だめだということを知ったので、それについて説明をいただきたい。

秋永主任技師 本漁業は定数漁業として取り扱っており、定数が埋まっているときには、枠がないため申請受付できませんが、定数が空いた場合には追加公示を行うことで新たに申請していただくことが可能になります。そのため、空きがあれば募集するといった形を取ることになります。

横江委員 親戚であってもそれはだめだということですか。亡くなったときには、その許可証を返さないといけなくて、それを返さずに親戚の人が引き続きやる、そういう切り替えはできないということですか。

秋永主任技師 漁業許可の承継というものは、規則にございますので、法定相続人であれば、お父様が亡くなられて息子さんに相続するといったことは可能ではあります。その際に相談いただければと思います。

横江委員 わかりました。

木村委員 今現在のシジミの肥満度などに関して、その場所に餌があり、餌があるところは、肥満度が良くなっていく。そういうことは調べていますか。

酒井場長 漁場ごとにシジミの餌の状況がどうであるかというところまでは残念ながら調査ができておりません。  
今回初めて漁場ごとにシジミの肥満度を比べてみて、こういう現状にあるということがわかりました。シジミの餌は植物プランクトンですが、プランクトン自体は水に浮いているものですので、漁場ごとにそれがどれぐらいの違いがあるかについて調べることは技術的に難しいと感じております。一方で我々が今取り組み始めておりますのは、湖底の

中には、シジミの餌になる珪藻の休眠細胞があるということがわかってまいりました。それは泥の中にいる間は眠っているのでシジミは利用できないのですが、それを例えば耕耘などで水中に巻き上げてやることで、発芽させて、もう 1 回植物プランクトンとして利用できる可能性が考えられます。その点については、現在、大学の先生などにアドバイスをいただきながら研究を進めているところです。

木村委員

昔は、シジミはどこにでもたくさんいたが、琵琶湖総合開発でいなくなってしまった。漁場に栄養分がなくなってきたから、シジミがいなくなったか死んでしまったのでしょうか。それが全然回復できていません。琵琶湖の特定のところにしかシジミがいなくなって、それはやっぱり漁場の底質などが悪くなってきたのでしょうか。シジミの餌の増やし方などを研究していただいて、やっていただければと思います。

酒井場長

はい。ありがとうございます。底の状態はシジミの生息に非常に大事な条件ですので、その辺りも考えながら調査を進めたいと思います。

谷口会長

3年間かけての調査には、今言われたことも調査の対象に含まれているのですか。

酒井場長

そうです。この漁場ごとの資源の状況というのは今後も引き続き調べていく予定でございます。餌の条件につきまして、研究を進めておりますのは、今申し上げたように、湖底の中に眠っている資源として活用できそうな珪藻の休眠細胞というのが、湖底の中に眠っているということです。それを巻き上げればもう 1 回発芽させてシジミが利用できる状態にできる可能性があります。それを、どんなところでやれば効果的か、地域別にやってみて、どういうところでやれば高い効果が得られるのか、そのあたりを調べることでありますので、シジミの生息状況とあわせて、そういう生産力を回復させるための技術開発も、水域ごとに行っていきたいと考えています。

佐野委員

手繰第3種の許可期限は、従来5年間ではないのですか。それが正確な漁場ごとの資源量推定には最低3年かかるから3年間の許可にするということですか。しかし令和9年の6月 30 日までの3年間としても、漁業許可は更新するのだから、特に影響はないと思いますが。今5年間の許可があって、次は令和9年の6月 30 日まで3年間の許可を

しますと。令和9年6月 30 日にまた更新されるのだから、そう大きな変更ではないと思いますが。どのように解釈したらいいのですか。

秋永主任技師

漁業の許可をしようとするときは、今回協議いただいている制限措置の内容、いわば条件のようなものを定めるわけですが、その条件は許可の有効期間を例えば3年と定めてしまうと2年目で変えるということが難しくなります。今回の制限措置のイメージとしては、許可の条件を3年で考え直します。そのために、許可の有効期限を3年としますということになります。

今回の許可では有効期限を3年で一度切って、その後、試験場の結果も加味した上で、また制限措置の内容を考えましょうということで許可の有効期限を3年としております。

佐野委員

3年という期限切って、そこでまた更新できる。それはそれで良いのですが、令和2年の漁業法の改正から資源管理というのが厳しく言われるようになって、この資源管理を、シジミについても、8月1日から15日間自主休漁しましょうということになりましたが、なかなかシジミ漁師の同意が得られていません。今日まで資源管理をしてきた場所について、操業隻数も昔と比べたら相当減ったにも関わらず、シジミが増えていません。シジミを肥えさせるようなことは人力ではできないと思いますが、そのあたりをどのように考えていますか。

酒井場長

佐野委員おっしゃるように、かつてと比べて漁業者の方の数も減っておりますので、漁獲努力は減っているにもかかわらず、シジミが増えてきません。だったら獲り控えても本当に増えるのかということを心配しておられるのだと思います。お気持ちはよくわかります。

そういったことも検討できるように昨年度は、6月の禁漁期だけではなく本格的な漁期に入る前の11月にも調査を行いました。その結果、禁漁期から本格的な漁期に入るまでの間に、シジミが成長して密度が主要漁場では3倍ほどに高まるということが確認できました。次の禁漁期にもう1回同じように調査をすると、漁期を経てシジミの密度がどう変わったかということが評価できます。それを、漁場ごとに比較をしていくことで、漁獲努力量と、それからシジミの密度の変化、それを見比べていくことによって、資源管理の効果が評価できてくると思っております。漁業者の皆様方には、どこで操業したという情報も含めて、しっかりと漁獲状況の報告をしていただくことで、資源管理の効果が出てきているのかどうか、評価していけるようになると思います。

評価は漁場ごとに見ていくことが必要かと思います。シジミの成長が良い漁場であれば、そこそこ獲ってもまたしじみが増えてくるであろうし、成長のあまり良くない漁場については獲り過ぎてしまうと、もうなかなか増えてこない状況に陥ってしまいます。そのあたりは漁場によって管理の仕方をそれぞれ検討していくということが必要ではないかと考えております。

佐野委員

セタシジミの特徴として分散しにくい、すなわち移動しにくい特徴を持っています。セタシジミがどのぐらい動いて移動するのか、そこに関して試験場は把握していますか。親貝を獲ってきて、保護区などに放流する、それはいいけれども、漁場の中に、例えば勝野あたりの漁場の中に多量の親貝を放流していても、移動する範囲が少ないのであればそこは親貝を守るために操業できなくなってしまいます。そのあたりを考慮して効果的に事業をやってもらいたいとおもいます。

酒井場長

そうですね。琵琶湖全体のスケールで見ただけにはシジミはどうしても魚のようにあちこち移動することができないということで分散しにくいということではありますが、ここにいたら全然少しも動かないかという、どうもそういうことではなくて、試験場で0.3 mmまで育てた稚貝を沖島南の漁場に放流しておりますが、その後追跡調査をしてみると、少なくとも数百メートルは移動することを確認しております。それが漁獲サイズになるまでに、さらにどこまで移動するかまではなかなか追跡が難しいのですが、小さな稚貝の間に、ある程度水の動きで分散をする、ある程度周囲に広がっていくことは確認をしておりますので、漁場の中に親貝を放流してそこを保護区とするといった取り組みも、少しずつ染み出し効果と言いますか、そこでちゃんと子供が生まれてくれれば周りにも徐々には広がっていくことは期待できると思います。そういった場所をいろんな漁場に設けるといえることができれば、さらに増殖効果も高まる可能性があるだろうと思います。

谷口会長

他、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

ご意見ご質問ないようです。お諮りします。

ただいま説明のありました漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日についてについてお諮りします。異議なしとして答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

谷口会長                    ありがとうございます。ではそのように答申することとし、文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは次の審議事項に入ります。漁業の許可の基準について水産課から説明をお願いします。

(1)諮問事項

イ)漁業の許可の基準について

秋永主任技師            (資料2について説明)

谷口会長                    ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

佐野委員                    許可の基準についてはこれでいいと思います。89 隻許可していたものが、聞き取りをした結果、79 隻になったから 79 隻に許可しよう。その79 隻ぎりぎりの人については優先順位をこうしましょう。それはそれで良いと思います。しかし、各組合ともに高齢化しており、許可数 79 でも余るということはないのですか。

秋永主任技師            今のところ、申請数は79隻を見ております。これ以上の申請がある可能性はありますが、事前に許可申請希望者を募ったところ79隻でした。

佐野委員                    増える可能性はないのでしょうか。

秋永主任技師            増える可能性もあります。申請の希望をしていないから申請できないというわけではありませんので、79隻を超える可能性はあります。

佐野委員                    79 隻以上は許可できないのではないのですか。79 隻までにとどめるということではないのでしょうか。

秋永主任技師            定数を79隻以下に留めるための優先順位を今回諮問しておりますので、この優先順位に則って定数以内で許可者を定めます。そのため、結果的に許可数は79隻以内となります。

谷口会長                    現在89隻で許可していたが、聞き取りをしたら 79 隻でした。気が変わるなどして申請が増える可能性があります。そのときの優先順位

をこれで決めましょう、こういうことを言っているのですね。

横江委員

79 隻の話はいいが、現状は許可が満杯になっています。1 人亡くなったときに、その許可を返還しないで代わりに人が「ワシがやる」と名乗り出ています。その人については許可を出さないと水産課は言っています。次回は定数オーバーした申し込みがあるのかないのか、そこが聞きたいです。

秋永主任技師

定数以上の申請は受け付けますけれども、定数を越えた許可はしません。

谷口会長

全くノーという話をされているわけではないでしょうから、具体の話の水産課に相談された方がいいと思います。

秋永主任技師

申請時点で承継という制度はありません。申請受付後、79 隻の方が許可を受けられて、そのうちの1人なり2人なりが廃業されたときに、子どもに許可を継ぎたいという場合は承継可能となります。しかし、申請の際、漁業の実績がある方が申請をやめ、その権利を何も無い方に渡すことで、その漁業者を優先順位第1位にしたい、ということではできません。

横江委員

初めて漁業をするというなら話はわかるが、これまで漁をしているのだから。作業手伝いをしていて、許可受けていた者が亡くなったので自分が後継ぐという形で申請しようとしたら3親等以外はだめだと言われたらしいし、なぜそういう規制があるのですか。それも、許可の定数の枠を超えて、申込者がもう5人も6人もあるから順番に回していけないとだめだという形なら話はわかりますが、今話聞いていたら、定数は溢れているわけではないということですから、そうであれば別の中で移動するぐらいは良いのではないのですか。僕らは単純にそういう考えを持っています。

谷口会長

今の横江さんの意見も聞き置いていただいて、それはそれとして、ここでは許可の基準についてお諮りをしていきたいと思えます。他ご意見ありませんでしょうか。

それではこの許可基準についてお諮りいたします。諮問通り異議なしとして答申することとしてよろしいでしょうか。



磯田書記                    おそらく通しでやりたいという人が多いとは思いますが、11.7t という枠を超えないようにということをご理解いただきたいと考えがあり、そういう意味もあって、いろんな方に意見を今回こういう案を提示した上で意見を聞きたいという今回の協議内容になっています

木村委員                    そんなうまいこといくのでしょうか。旗を期間ごとにいろいろ変えるとか、そういうことを決めなければだめではないですか。

磯田書記                    分割する場合には、旗の色を分けることは考えています。それと尾数を減らすとそれが実際に実行されてるかどうかを担保するためには、取り締まりの方法を見直したり、回数を増やす必要があると考えています。

谷口会長                    まさにこれは漁業調整と言える話で、水産課は資源をどう守るかという考えのもとで、2期に分ける案を出しました。現状でも2000人承認されているわけですから半分の方はブーイングが出てくる可能性があります。それを承知の上で皆さんどうですかと聞いてみようという話で、現行のままだったら半分になりますよと。これは遊漁者による採捕量を11.7トンにするため、この11.7トンというのはこれまで資源の議論をいろいろやってきた中で、漁業者と遊漁者が共存できる数字だと理解しています。

佐野委員                    その期間の釣果は12月1日から4月30日までより5月1日から6月30日までの方が良く釣れると推測していますか。そちらに申請が集中したらどうするのですか。

磯田書記                    集中した場合は抽選とすることを想定しています。

谷口会長                    前回みたいに1900件を予定していたのに一気に行ってしまったと、初日に2000件行きましたというようなことについては、クリアする準備があるわけですか。

磯田書記                    これまでのように何件に達するまで承認を受け付けますとなれば、その初日に集中することが予想されます。それともう一つ、この11.7トンという枠を超えないようにするには承認数は厳格に運用していく必要があると思いますので、多数の申請があった場合は、抽選でしっ

かりとその数のうちに収めるっていうやり方が必要だと考えています。

谷口会長 多少の反発を覚悟のうえでやるということですね。

木村委員 そんなうまくいくでしょうか。それが心配です。1期と2期と尾数も同じにするのでしょうか。

谷口会長 事務局からは、これ以外にもやり方はないかと聞かれているのだと思います。

木村委員 12月から6月までの期間はそのままにしておいて、許可の料金について、免許証でも何でもお金がかかるのだから、許可で徴収したお金で取り締まりとか、魚の増殖事業とか、そういうのに使ったらどうかと思います。尾数も5匹なら5匹にしておけばいい。昔からもう30年以上、採卵事業の料金は上がっていません。我々の採卵にあたって、漁師の方などには何もせずに、我々はもう、赤字でそういう増殖事業をやっているのだから、何とかそういう増殖事業に対してもうちょっと料金を上げてほしいと漁師の方は言っています。そのようなことをもうちょっと考えてもらって、やっぱり料金を取って、増殖事業を増やしていけばどれだけ獲ってもらっても良いと思います。

谷口会長 意見募集して、6月下旬に取りまとめて、またここへ報告してくれるのですね。それから委員会指示するわけですね。今のところ水産課などとしては、この5つにこだわるわけじゃないですね。これが多いからこれにするという話じゃないでしょう。先ほど話がありましたけど、料金徴収を検討しているということですが、この料金は一般財源だから特定財源にならないでしょう。だから、木村委員が言われたように特定財源として持っていくというわけにはいかないと思います。それは予算を庁内で議論するときに調整する話であって、オートマチックに特定財源になるわけではありません。木村委員の意見は、裏表があって、権利が発生してしまうと、話がややこしくなる恐れがあるので、そこを慎重に考えないといけないと思います。意見募集の結果を受けて、その上でさあどうしようという場がもう1回あるのですね。

磯田書記 意見募集した上で報告の機会、それから委員会指示の決定まで、今のところ2回協議の場を設けようと考えています。意見をそのまま委員会指示に取り入れるわけではなくて意見を聞いた上で協議すること

となります。

谷口会長                    これこのパブコメのあとで、もっと新しいこれ面白いなという案が出てきたとき、これと違うやり方にする、そのようなことは許されるのですか。

礒田書記                    この意見募集自体は、委員会においては必須ではないのですが、こういう制度を大きく変更するときには、広く意見を募集することを、これまでも4回ほどやってまいりまして、実際一度こちらの意見とは全く別の指示になった経緯もありますので、この意見募集というのは一つの参考資料、決める上での参考となります。

谷口会長                    遊漁船業についてはどうなるのですか。

礒田書記                    遊漁船につきましては現状でいうともう既に40隻の枠の中である程度の制限を加えているということ、それからの採捕量についても現状では、まだ枠を大きくは超えていないということから今のところは現状通りということでございます。

谷口会長                    調査したうえで枠内に収まっているということですか。

礒田書記                    現状では大きく超えてはいません。

谷口会長                    プレジャーボートがやっぱり多いという、そういう認識ですね。

木村委員                    遊漁船業者は12月から9月まで、それはそのまま、プレジャーボートだけが分割するということですか。

礒田書記                    今回プレジャーボートに限っているっていうのは、承認数が増えていくにしたがって、現状で言うと採捕量が年々増えています。まずは資源維持できる採捕量の枠の中に収めるためにはプレジャーボートの採捕量を抑えなければいけないというのがありますので、今回、プレジャーボートのみ意見募集の対象とするものです。

木村委員                    遊漁船業者も遊漁者も同じように、今回案として5匹を4匹にするとかあるのですか。

磯田書記

今回案として意見を募集するのはプレジャーボートに関してのみになっています。

木村委員

年々刺網が、5月以降あまり獲れなくなってきました。今までずっとある程度獲れていましたが、プレジャーボートなどの遊漁者が増えてきたので、刺網している人が、5月入ったらもうあんまり獲れません。今まで漁業者がずっと獲って賦課金など納めてきたが、文句が出ているので、漁業者としては、その点を何とか考えていただきたいと思います。

谷口会長

調整をしないと、今のそういう話がますます大きくなってきますので、2千人を超える遊漁者がいる中で、そこをどう調整するかという話ですから、それなりに痛みが伴うわけで、それぞれ皆さんの意見を聞いた上で決定するのは民主的な手続きを踏んでいるということだと思います。その上で、どれであれば、より納得が得られるかということを一回聞いてみようということです。これ以外により良い案があったら、それはそれとしてということです。なかなか 2000 人の期間を縮めてしまうというのは、これ3番なんかどういうふうに遊漁者の皆さんが判断されるかよくわからないところがあると思っています。

松岡委員

論点がちょっと飛びますが、今遊漁者が2千人いるということですが、一体漁師を守るのか、資源を遊漁者と分け合うか。その辺のスタンスが全然見えてきません。年々増えてきて、今や漁師の倍できかない。そして刺網は、月夜があるとかからないような、待ちの漁法です。一方で釣りは攻めだから、いる場所に行って大きいサイズを狙います。こんな有利な漁法の承認数をどんどん増やして行って、どこで整理するのですか。反対に、漁業者が増えるような支援をしていかなければならないのに、どんどん制限しています。この許可の数もどこかで制限しなければいけないけど、この数は異常やと僕は思っています。遊漁者の数がわずか数年で2千人を超えています。これは、漁業者はついて行けないと思います。今まで自分のホームグラウンドやったところを堂々と承認を持って走るのですから。

谷口会長

我々が議論していたポイントは、資源量をきちっと確保していくこと。共存できるその最低の量については、試験場で研究して、これぐらいのあればというようなことが出てきて、バランスが取れるようにと議論しています。今おっしゃるように遊漁者がどんどん増えてきましたの

で、これは漁獲量を抑えるか、あるいはそのプレジャーボートの人数を抑えるか、こういうようなことをプレジャーボートやっている人たちにも広く伝えて、制限しますよという、前の段階の作業をやっていると理解しています。松岡委員がおっしゃるように漁業者の方の立場から見たときに増え続けている遊漁者、これを何らかの形でお互い納得する形の中で抑制するという議論、その手法を今議論していると理解しています。だから松岡委員がおっしゃったような視点は水産課も我々も皆同じだと思うんですね。その具体的なあり方を議論していると私は理解しています。

それでは、事務局の提示した案で意見募集するということについてお諮りしたいと思うのですが、いかがでしょうか 12月1日から新たな制度を提供する。もうゴールはここですよ。それではそのようにすめてもらって意見募集の軽微な修正があったら事務局に一任するということがよろしいでしょうか？

(異議なし)

それでは、とくに異議もないようですので、ただ今説明のありました“ビワマス遊漁にかかる承認制度”につきましては、事務局の提示した案で意見を募集することと致します。

なお、意見募集の実施にあたり、軽微な修正が必要になった場合には、事務局に一任することとします。

それでは、報告事項に入ります。“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明をお願いします。

### (3)報告事項

#### ア)アユ資源の状況について

酒井場長 (資料4について説明)

木村委員 親魚を人工河川に増やす減らす、今まで通りにする、何月頃になったら決まりますか。

西森課長 水産試験場のこれまでの研究によりますと、5月の先ほどの魚群数と6月のアユの体形体重で秋の産卵量がおおよそ推定できるということです。6月まで待っておりますと、6月補正に間に合わないので、5月の時点の魚群数と5月の時点で6月のアユの大きさも推定しながら、5

月中旬には方向性を出してまいりたいと思っております。

谷口会長

そのためには現場の声を聞きながらということになりそうですね。

他に意見はございますか。

無いようでしたら、次の報告事項に入ります。“資源管理協定の認定状況”について、水産課から説明をお願いします。

### (3)報告事項

#### イ)資源管理協定の認定状況について

上垣主幹

資料5について説明

佐野委員

協定の認定状況ですが、28 協定、2漁協抜けたのですか。

西森課長

漁業生産組合で対象になっているところがありますのでトータルでは 33 あります。

上垣主幹

沿湖の漁協でも3ヶ所結べていないところがあります。

佐野委員

琵琶湖全体で考えなくてはいけない問題ですから。その辺の指導について水産課はどのようにしているのですか。

上垣主幹

一刻も早く協定を締結できるように合意形成を図ってまいります。

佐野委員

3月 31 日までに締結せよということで各組合動いていたのですから、琵琶湖全体でやらないといけないと思います。ここの組合はもうしませんでは不公平が生じるので、きちっと助言するなど、締結できるようにしてください。結ばなくてもいいものではないでしょう。

西森課長

今ご指摘いただいたことは非常に大事なことだと思っておりますので、琵琶湖の全漁協が一体となって取り組まないと、なかなか成果が出ないので、早急に、結んでもらえるように指導をしてまいりたいと考えています。

谷口会長

資源管理という点で、これも守らなければ確保できないということなのでですね。

西森会長

そのところはしっかりと指導してまいります。

谷口会長

他、ご意見ご質問ないようでしたら、第 601 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

15:45(閉会)